

岐阜県公報

第 五 百 九 号
令 和 六 年 七 月 十 二 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

クリーニング師の研修の指定

(生活衛生課) 二九五

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 二九六

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 二九六

道路の区域変更

(道路維持課) 二九八

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 二九九

土砂災害警戒区域の指定

(同) 二九九

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二九九

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 三〇〇

落札者等に関する公示

(会計課) 三〇二

雑 報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課) 三〇二

告 示

岐阜県告示第三百六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生 一時間

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(継続受講者は、四十分)

3 洗濯物の処理 一時間(継続受講者は、四十分)

4 繊維及び繊維製品 一時間(継続受講者は、四十分)

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

1 令和六年十月十八日(金)

飛騨総合庁舎 中会議室

高山市上岡本町七丁目四六八

2 令和六年十一月十八日(月)

東濃西部総合庁舎 大会議室

- 3 多治見市上野町五丁目六八 一
令和六年十二月一日(日)
- OKBふれあい会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 五 研修受講料
五千元

岐阜県告示第三百七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定する業務従事者
に対する講習として、次のとおり指定する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番一号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間
1 受講申込手続
受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 シンクタンク庁舎三階
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一
- 2 受付期間
受付開始年月日 令和七年一月十日(金)
受付締切年月日 令和七年一月三十一日(金)
レポート提出締切年月日 令和七年二月二十八日(金)
- 四 講習科目及びレポート課題
1 衛生法規及び公衆衛生

- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 5 受講対象者
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者
- 六 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第三百八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定
に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
岐阜市
- 二 事業の種類
(仮称)岐阜薬科大学新キャンパス整備事業及びこれに伴う排水路改築工事
- 三 起業地
1 収用の部分
岐阜市大学西一丁目地内
- 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(仮称)岐阜薬科大学新キャンパス整備事業及びこれに伴う排水路改築工事(以下
「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判
断されるため、事業の認定をしたものである。
1 法第二十条第一号の要件への適合性
本件事業のうち岐阜薬科大学新キャンパス整備事業(以下「本体事業」という。)
は、設置者である岐阜市が岐阜薬科大学(以下「本件大学」という。)において、

老朽化した三田洞キャンパスを本部キャンパス近接地に移転整備するものであり、法第三条第二十一号に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により流量が増加する水路の流下の機能を維持するための排水路改築工事（以下「関連事業」という。）は、周辺流域の排水を担っている水路で岐阜市が岐阜市法定外公共物管理条例（平成十六年岐阜市条例第五十四号）に基づき管理しているものに関する事業であり、法第三条第二号に掲げるその他公共の利害に係るある河川に関する事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である岐阜市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じ、また、整備が完了する令和十年度までの予算確保を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件大学では、カリキュラムを四年制から六年制に移行したことにより、学部生の人数や研究室への配属人数が増加し、講義室や実習室の不足、実験等における作業スペースの深刻な狭隘化を招いており、研究に必要な機材の増設等の整備も行えない状態である。

また、平成二十五年に改訂された国の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（以下「新カリキュラム」という。）により、少人数グループで行う学習が必須となった。しかし、本件大学にはこうした学習に対応した教室が不足しており、大講義室などの既存の大規模教室を用い、席を離したり仕切りを設けたりして対応しているが、他グループの声が漏れて聞こえてくるなど、学習を効率的に進められていない状況である。

さらに、建設から五十九年が経過した三田洞キャンパスは、老朽化が進んでおり、維持管理や補修に要する経費が年々増加している。また、耐震改修は実施したものの、近年、大規模地震の発生確率が高まる中、安全性の面での課題があることも否めない。

また、キャンパスが二つに分かれていることで、教職員及び学生は、片道三十分程度の距離があるキャンパス間を講義等のために週に何度も主に自動車で行き来しており、研究のための時間が削られたり、交通事故のリスクが生じたりしている。

本件事業の施行により、現状の教員及び学生数に合わせた規模の研究室、実験室等を確保できるようになる。また、少人数部屋など新カリキュラムにて求められる施設の整備により、適切な教育を実施することができる。耐震化が実施されても解消されない耐用年数の問題や維持費の増加の問題なども本件事業により解消が見込まれる上、学生や教員をはじめとした利用者の安全を確保することができる。キャンパス間の移動は、徒歩数分となり、移動による時間の損失や交通事故のリスクをなくすことなどが期待できる。

また、本件大学が本部キャンパスのある地域に集約することで、隣接する岐阜大学との連携が強まり、学術拠点としての魅力を高め、両大学と連携する研究機関や関連企業の立地を誘導し、ライフサイエンス拠点の形成が促進されることが期待できる。ライフサイエンス拠点の形成により、イノベーションの促進や新産業の創出、次世代の岐阜を担う高度人材の育成及び流出の抑制等が図られ、岐阜市の活性化が期待できる。

これらのことは、岐阜市が策定したまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」における「教育・子育て」分野に掲げる「これからの時代に相応しい高等教育」や、「産業・労働・交流」分野に掲げる「地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、ものづくり産業等の集積や、産学官連携によるライフサイエンス拠点形成を目指した企業誘致・立地支援を推進」といった取組にも合致しており、まちの将来像の実現に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないため起業者において環境影響評価は実施していないが、起業地は周辺人家と約百五十メートル離れており、また、本件事業の工事に際しては土砂流出対策や仮囲いの設置、低騒音・低振動の重機を使用するなどの騒音・振動対策を講じることから、生活環

境及び自然環境に与える影響は少ない。

また、起業者が独自に行っている調査では、起業地内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により指定される希少な野生動物の生息及び植生は、確認されていない。

さらに、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地も存在せず、起業者は、保護のための特別の措置を講ずべき文化財も見受けられないことを岐阜市文化財保護課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本体事業の起業地については、申請案を含む三案について比較検討をしているが、申請案は、岐阜市の都市計画マスタープランにおいて学術・研究拠点に位置付けられた地域にあり、その方針に合致しており、さらに、地区計画が定められており、無秩序な開発の防止と関連施設を誘導し、周辺の自然環境と調和した学術・研究拠点の形成を目指す目標と合致している。また、申請案は、本部キャンパスの西側約百二十メートルに位置し、キャンパス間の移動や連携が容易であり、現在よりも効率的な大学運営が行えること、一団の土地であり、整形の形状のため、最も合理的な敷地利用が可能であること、敷地の周囲は全て道路に面しており、その内一本は幹線道路で信号の設置や歩車分離がされていることから安全かつスムーズに工事車両がアクセスすることが可能であること等から社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、(一)のとおり「岐阜市未来のまちづくり構想」にも整合し、合理性がある」と認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め

られるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、施設の老朽化に対する安全の確保、新カリキュラムに対応した大学教育・研究環境の改善等を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岐阜薬科大学事務局キャンパス整備推進課

岐阜県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年七月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	---------------------	---------------	-----

県道	
神原線 西津汲	
揖斐郡揖斐川町小津字下 瀬古六三三番一地区地内	
後	前
一九〇 五・八	一七 六・九
四三・一	四三・一

岐阜県告示第三百十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百二十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高天ヶ原谷	下呂市小坂町長瀬・小坂町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

高天ヶ原谷	下呂市小坂町長瀬・小坂町	次の図のとおり	土石流
-------	--------------	---------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三市町村課の表中二十四の項を二十五の項とし、二十の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、十九の項の次に次のように加える。

二十 地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務（市町村が設立団体である地方独立行政	1 法第七條の法人の設立の認可 2 法第八十八條第一項第一号の法人の解散の認可 3 法第八十八條第一項の法人の吸収合併の認可	1 法第八條第二項の法人の定款変更の認可 2 法第八十七條の第十四項後段（同條第八項において準用する場合を含む。）の規定による規
--	--	---

<p>人（以下この項中「法人」という。）に係るものに限る。）</p>		<p>4 法第百十二条第一項の法人の新設合併の認可 5 法第百二十二条第三項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による設立団体等に対する違法行為等の是正等の命令等 6 法第百二十二条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による法人に対する違法行為等の是正等の命令等</p>	<p>3 約の届出の受付 法第百二十一条第一項の規定による法人の業務並びに資産及び債務状況の報告徴収又は所屬職員による立入検査</p>
------------------------------------	--	--	---

別表第三環境生活政策課の表三の項部長専決事項の欄中第二十一号を第二十三号とし、第六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

6 法第十四条の二第一項の規定による実施計画の策定及びその変更（ツキノワグマに係るものに限る。）

7 法第十四条の二第四項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による環境大臣への協議（ツキノワグマに係るものに限る。）

別表第三環境生活政策課の表三の項課長専決事項の欄第一号中「事務」の下に「環境生活政策課の所管する事務に限る。」を加える。

別表第三医療整備課の表十五の項中「平成十五年法律第百十八号。」を削る。

別表第三医療福祉連携推進課の表六の項部長専決事項の欄第十七号中「法第百二十二条第一項」を「法第百二十二条第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に、「命令」を「要請」に改める。

別表第三農村振興課の表八の項中「施行事務」の下に「ツキノワグマ及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年七月十二日から施行する。

公 示

土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区	退任した役員	年月日	役名	氏名	住 所
小坂第一区	令和六、三、三		理事	大森 昭義	下呂市小坂町大垣内一四四〇番地一
土地改良区				今井 千冬	大垣内 一三五六番地
				森本 重俊	門坂 一五六番地一
				住 弥	大垣内 一三三八番地
				野尻 正一	門坂 二八四番地
				大森 康	門坂 五〇〇番地一
				野尻 良夫	大垣内一五〇六番地二
			監事	中原 則之	大垣内 一一〇四番地
				坂上 清	門坂 二八一番地
				大森 文男	大垣内二二〇一番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住	所
小坂第一	令和六・四・一	理事	住 弥	下呂市小坂町大垣内	一三三八番地
同		同	森 本 重 俊	同	門坂 一五六番地一
同		同	野 尻 良 夫	同	大垣内一五〇六番地二
同		同	今 井 千 冬	同	大垣内 一三五六番地
同		同	大 森 昭 義	同	大垣内一四四〇番地一
同		同	坂 尻 賀 哉	同	門坂 五一六番地
同		同	桑ヶ谷 哲也	同	高山市西之一色町三丁目三八八番地一 錦マンション二〇五
同		同	吉 田 栄 一	同	下呂市小坂町大垣内 一四二七番地
同		同	中 原 則 之	同	大垣内 一二〇四番地
同		同	大 森 康 康	同	門坂 五〇〇番地一
同		同	鈴 山 忠 男	同	大垣内 一六八一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住	所
萩原小坂	令和六・三・三	理事	中 島 良 孝	下呂市萩原町宮田	六一三番地
同		同	水 谷 貴 士	同	萩原町宮田 九九一番地

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住	所
小坂第一	令和六・四・一	理事	中 島 良 孝	下呂市萩原町宮田	六一三番地
同		同	今 井 正 彦	同	萩原町宮田 一三三七番地一
同		同	日 下 部 平	同	小坂町小坂町 二〇七番地
同		同	田 立 洋 子	同	小坂町坂下 三九三番地
同		同	下 平 通 泰	同	小坂町長瀬 一七二六番地
同		同	大 林 修 修	同	小坂町長瀬 二八〇番地一
同		同	田 立 伸 悟	同	小坂町坂下 二九九番地
同		同	大 前 勉 勉	同	萩原町宮田 一四七八番地二
同		同	香 山 悟 悟	同	萩原町宮田 七八〇番地一
同		同	今 井 巳 敏	同	萩原町宮田 一六〇七番地
同		同	水 谷 貴 士	同	萩原町宮田 九九一番地
同		同	下 平 忠 雄	同	小坂町長瀬 一七三九番地一

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住	所
小坂第一	令和六・四・一	理事	中 島 良 孝	下呂市萩原町宮田	六一三番地
同		同	今 井 正 彦	同	萩原町宮田 一三三七番地一
同		同	日 下 部 平	同	小坂町小坂町 二〇七番地
同		同	田 立 洋 子	同	小坂町坂下 三九三番地
同		同	下 平 通 泰	同	小坂町長瀬 一七二六番地
同		同	大 林 修 修	同	小坂町長瀬 二八〇番地一
同		同	田 立 伸 悟	同	小坂町坂下 二九九番地
同		同	大 前 勉 勉	同	萩原町宮田 一四七八番地二
同		同	香 山 悟 悟	同	萩原町宮田 七八〇番地一
同		同	今 井 巳 敏	同	萩原町宮田 一六〇七番地
同		同	水 谷 貴 士	同	萩原町宮田 九九一番地
同		同	下 平 忠 雄	同	小坂町長瀬 一七三九番地一

<p>岐阜県物産部又は特定役務の提供を受ける者（平成十七年岐阜県規則第四十二号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県物産部として公表する。</p> <p>令和六年七月十二日</p> <p>岐阜県物産部 中 田 謙</p> <p>1 特定役務の名称及び数量 情報セキュリティ対策システムの導入及び保守業務一式</p>	<p>岐阜県物産部又は特定役務の提供を受ける者（平成十七年岐阜県規則第四十二号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県物産部として公表する。</p> <p>令和六年七月十二日</p> <p>岐阜県物産部 井 井 聡</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和6年4月19日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和6年5月31日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 大阪府吹田市豊津町8番7号 北港情報サービス株式会社大阪支店 大阪支店長 白井 孝彦</p> <p>6 落札金額 72,378,900円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係</p> <p>(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>
<p>岐阜県物産部又は特定役務の提供を受ける者（平成十七年岐阜県規則第四十二号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県物産部として公表する。</p> <p>令和六年七月十二日</p> <p>岐阜県物産部 中 田 謙</p> <p>1 特定役務の名称及び数量 情報セキュリティ対策システムの導入及び保守業務一式</p>	<p>岐阜県物産部又は特定役務の提供を受ける者（平成十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和五年度決算の決算を公表する。</p> <p>令和六年七月十二日</p> <p>岐阜県物産部 井 井 聡</p>

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経	理	区	分	短	期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理
収	負担金			8,650,178		18,007,625	984,442	140,580	
	掛金・組員保険料			8,745,781		11,982,133	984,431		
	施設収入・商品売上								
	組員貸付金利息								
	連合会交付金								
	育児・介護休業手当金交付金			798,758					
	利息及び配当金			309					4,743
	償還差益								
	その他収入			305,511					
	他経理から繰入金								
	前年度繰越支払準備金			1,167,800					
入	計			19,668,337		29,989,758	1,968,873	140,580	4,743
支	給付金			10,064,571					
	役職員給与								
	旅費・事務費								
	厚生費								
	商品仕入								
	飲食材料費								
	委託費								
	支払利息								4,743
	負担金・掛金・組員保険料払込金					29,989,758	1,968,873	140,580	
	事務費負担金払込金								
	特定健康診査等費								
	前期高齢者納付金			3,151,658					
	後期高齢者支援金			3,486,346					
	退職者給付拠出金			41					
	介護納付金			1,746,693					
	連合会払込金			204,827					
	連合会拠出金			912,504					
	その他支出			15,821					
	他経理へ繰入金			49,238					
	次年度繰越支払準備金			1,544,145					
出	計			21,175,844		29,989,758	1,968,873	140,580	4,743
	差引当期利益金又は当期損失金			△ 1,507,507					

貸借対照表の要旨

資	流動資産	1,836,378	1,555,865	124,681	848	65,045
	固定資産					396,530
	資産合計	1,836,378	1,555,865	124,681	848	461,575
負	流動負債	142	1,555,865	124,681	848	
	固定負債	1,544,145				461,575
	負債合計	1,544,287	1,555,865	124,681	848	461,575
純	資本剰余金					
	利益剰余金	292,091				
	純資産合計	292,091				
産	負債・純資産合計	1,836,378	1,555,865	124,681	848	461,575

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経	理	区	分	業	務	保	健	宿	泊	貯	金	貸	付
収	負担金			259,319			283,511						

令和六年七月十二日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社

入	掛金		282,107				
	施設収入・商品売上						
	組合員貸付金利息					17,492	
	連合会交付金	108,896				94	
	育児・介護休業手当金交付金						
	利息及び配当金	600	61	25	838,321		
	償還差益				6,957		
	その他収入	12	12,524	2,178	6,470		
	他経理から繰入金	49,238					
	他経理より相互繰入金						
	前年度繰越支払準備金						
	計	418,065	578,203	2,203	851,748	17,586	
	支	給付金					
		役職員給与	181,696	7,964		7,937	8,785
旅費・事務費		26,310	1,528	82	1,361	1,853	
厚生費		233	483,949		7	7	
商品仕入							
飲食材料費							
委託費		14,786	2,775		192	192	
支払利息					648,343	4,742	
負担金・掛金・組合員保険料払込金							
事務費負担金払込金		114,370					
特定健康診査等費			45,850				
前期高齢者納付金							
後期高齢者支援金							
退職者給付拠出金							
介護納付金							
連合会払込金							
連合会拠出金							
その他支出		88,694	10,338	192,176	4,108	5,353	
他経理へ繰入金							
他経理へ相互繰入金							
次年度繰越支払準備金							
計	426,089	552,404	192,258	661,948	20,932		
差引当期利益金又は当期損失金	△ 8,024	25,799	△ 190,055	189,800	△ 3,346		

貸借対照表の要旨

資	流動資産	748,628	317,053	206,488	3,102,963	82,046
	固定資産			20	82,450,170	1,369,110
産	資産合計	748,628	317,053	206,508	85,553,133	1,451,156
負	流動負債	14,000	63,229	1,464	80,911,258	800
	固定負債	237,278	9,588		15,268	421,359
債	負債合計	251,278	72,817	1,464	80,926,526	422,159
純	資本剰余金					
	利益剰余金	497,350	244,236	205,044	4,626,606	1,028,997
資	純資産合計	497,350	244,236	205,044	4,626,606	1,028,997
産	負債・純資産合計	748,628	317,053	206,508	85,553,132	1,451,156